



平成21年12月24日

各 位

会 社 名 エス・バイ・エル株式会社
代 表 者 名 取締役社長 荒川 俊 治
(コード番号 1919 東証1部)
問 合 せ 先 管理本部長 新 倉 廣 之
(TEL. 06-6242-0555)

内部統制システム構築の基本方針の一部変更のお知らせ

当社は、平成21年12月24日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり改定決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ①当社は、社内規程である「エス・バイ・エルグループ企業行動憲章」、「コンプライアンス規程」、「エス・バイ・エルコンプライアンス行動規準」をもって、取締役及び使用人が、その職務の執行に当って、法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすための基本原則としている。
- ②当社は内部監査機能を強化するため、社長直轄の部署として内部監査担当部を置いている。また、コンプライアンス体制の強化のため、法務コンプライアンス担当部は、取締役及び使用人に対し、定期的に研修等のコンプライアンス・プログラムを策定し、これを実施する。事業所にも適切な組織・責任者を設け、コンプライアンス推進体制を構築し、事業所のコンプライアンス推進活動を行なう。内部監査担当部は、全社業務モニタリングのための独立した組織とし、内部監査の結果については、毎月社長に直接報告するとともに、経営会議にも定期的に報告する。
- ③当社は、内部通報規程を整備し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、当社の業務に関する法令違反等の不祥事を未然に防止し、かつ、良好な職場秩序を維持することによって、顧客及び取引社会の信頼を確保するため、あらゆる不祥事の早期発見と是正をはかり、もってコンプライアンス経営の強化を図る。
- ④当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を「事業管理部」と定め、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力、団体及び個人との関係を遮断・排除し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携のうえ、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備しており、法令並びにこれらの基準及び体制に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人が閲覧することが可能な状態にて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

事業を取り巻く様々なリスクに対して、的確な管理・実践を可能にすることを目的に「リスク管理規程」を定め、管理・運用する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ①当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、取締役会は経営戦略の策定及び業務執行の監督という機能に特化する。取締役の職務は、取締役会が選任する本部長により、取締役会の定める「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき役割を分担して、その責任と権限を明確にしたうえで、執行されている。
- ②当社は、取締役会の付議案の決定及び経営に関する重要事項の決定を主たる任務とし、取締役及び本部長により構成される経営会議を設置する。
- ③当社は、経営理念の下に経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役および本部長はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ①当社は、子会社の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、また当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、「エス・バイ・エルグループ企業行動憲章」、「エス・バイ・エルコンプライアンス行動規準」を策定しており、企業集団を構成する全取締役及び使用人に周知徹底する。
- ②当社は管理本部事業管理部関連事業グループを置き、社内規則に従い各子会社の指導を担当させる。
- ③当社は、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- ④監査役は、必要に応じ、子会社に対し、業務の状況について報告を求め、子会社の業務の適正を監視する。
- ⑤子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質等を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、代表取締役社長と協議の上、監査役室を設置し、使用人若干名を置くものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役室の使用人の人事に関しては、その独立性を確保するため、監査役会と事前に協議をするものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- ①代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ②取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する。
- ③取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ①監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ②監査役は、内部監査担当部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査担当部に調査を求める。
- ③監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

以 上